

本学では、関係法令等に基づき、動物実験規則、動物実験委員会規則、実施マニュアル等を定めるとともに、以下の安全管理体制を構築している。

管理体制(全学)

九州大学総長

- ・適正な動物実験等の実施及び安全確保の総括(第4条)
- ・教育訓練の実施(第31条)
- ・実験従事者の健康管理(第33条)

教育研究評議会

九州大学動物実験委員会

- 総長の諮問に基づき以下の事項を審議(委員会規程 第2条)
- ・適正な実験動物の飼養保管並びに動物実験の立案、実施に係る事項
 - ・実験動物の飼養保管及び動物実験に係る安全確保に関する事項
 - ・教育訓練及び健康管理に関する事項
 - ・事故発生の際の必要な措置と事後の改善策に関する事項
 - ・自己点検・評価、外部の専門家による検証及び情報公開に関する事項

全学動物実験主任者

- 総長を補佐(第6条)
- ・実験等が関係法令及び本学規則等に従って適正に遂行されているかを調査
 - ・適正な動物実験等の実施及び安全確保に関し、管理者及び部局動物実験主任者に対し、指導助言を行う

管理体制(部局)

管理者(所属部局長)

- ・当該部局における適正な動物実験等の実施及び安全確保のため、施設、設備、組織体制等について必要な措置を講じる(第7条)
- ・緊急時の通報を受けた際は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、災害の状況、事後の処理等について、総長に報告する(第30条)

部局動物実験委員会

- 管理者の諮問に基づき以下の事項を審議
- ・部局における適正な実験動物の飼養保管並びに動物実験の立案、実施に係る事項
 - ・部局における実験動物の飼養保管及び動物実験に係る安全確保に関する事項
 - ・事故発生の際の必要な措置と事後の改善策

部局動物実験主任者

- 管理者を補佐(第9条)
- ・部局における動物実験等が、関係法令及び本学規則等にしたがって適正に実施されているかを調査
 - ・適正な動物実験等の実施及び安全確保に関し、動物実験実施者及び飼養者に対し指導助言
 - ・その他部局における適正な動物実験等の実施と安全確保に関し必要な事項の処理

動物実験

動物実験責任者

- ・動物実験計画の遂行について責任を負う(第2条)
- ・実験実施者にその責務を全うさせるとともに、動物実験計画全体の適切な管理・監督に当たる(第12条)
- ・実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存する(第25条)
- ・その他実験の安全確保に関して必要な事項を実施する。

実験実施者

- ・飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康および安全の保持に努める(第20条)
- ・実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努める(第27条)
- ・動物実験等において、感染、環境汚染その他の事故が発生したときは、直ちに管理者に通報する(第29条)
- ・緊急時には実験動物の保護、逸走による人への危害、環境保全上の問題発生防止に努める(第30条)
- ・その他、関連法令等・学内規則等を遵守し、動物実験の安全確保に必要な事項を実施する

実験実施者

実験実施者

施設管理

実験動物管理者

- ・管理者を補佐し、飼養保管施設の管理に責任を負う(第2条)
- ・実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努める(第17条)
- ・飼養又は保管のマニュアル(標準操作手順)を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し、遵守させる(第19条)
- ・緊急時に執るべき措置の計画(緊急時対応マニュアル等)を作成し、関係者に周知する、また被害の状況を確認、直ちに管理者に通報する(第30条)

飼養者

飼養者

連絡・報告

指導・助言

連絡・報告

指導・助言

連絡・報告

指導・助言